

## 申請にあたって（物品等・施設）

参加資格審査申請を入力する前に、次の注意事項を必ず読んでください。

### 1 競争入札参加資格について

広島市では、本市と取引を希望される方を競争入札参加資格者名簿に登録しています。この名簿に登録されていない方は、競争入札に参加することはできません。

競争入札参加資格とは、「競争入札参加資格者名簿」に登録されているということ、つまり「競争入札参加資格者名簿」に名前の記載があるということ、特別なものではありません。

申請すれば、下記2の「申請をすることができない方」に該当しない限り、原則としてどなたでも名簿に登録することができますが、この名簿は取引の相手方となる方を記載するものですから、通常取引ができない方や本市との取引の相手方としてふさわしくない方は申請をすることができません。

### 2 申請をすることができない方

以下のいずれかに該当する方は、本申請を行うことができませんのでご了承ください。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者（成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人及び営業の許可を受けていない未成年者）又は被破産者で復権を得ない者若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- (2) 自動車修理、石油製品の販売、警備業、クリーニングなど営業を行ううえで法令上許認可を必要とする登録種目に申請する場合は、その許認可を受けていない者（別表2「許可・認可・登録等を必要とする登録種目」を参照）
- (3) 次のいずれかに該当すると認められた後3年（又は市長若しくは水道事業管理者が定めた期間）を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - ア 契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 一般競争入札、指名競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた者
  - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
  - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後3年（又は市長若しくは水道事業管理者が定めた期間）を経過しない者を契約の締結又は契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) 広島市税又は消費税及び地方消費税を滞納している者

(5) 「施設維持管理業務」の登録種目51から55までに申請する場合にあっては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2に基づく事業の登録を受けていない者

(6) 広島市小規模修繕契約希望者名簿に登録している者

※上記(6)に該当する方は、小規模修繕契約希望者登録の辞退届を提出すれば申請できます。

### 3 登録種目について

広島市は、「文具」「自動車」などのように、ある程度のまとまりごとに登録種目を定めています。申請される方は、別表1「登録種目」から、取引を希望する登録種目を選んで申請する必要があります。

どの種目に登録すればよいかわからない場合があるかもしれません。そのような場合は、取引を希望される課に確認したうえで申請してください。

登録できる種目数は、以下のとおりです。

申請区分	区分	登録種目数	業種—種目
物品等	物品の売買、修繕及び製造の請負	*7種目まで	01-01 ~16-01
	物品の借入れ	7種目まで	20-01 ~20-07
	施設維持管理業務を除く役務	7種目まで	30-01 ~30-15
施設	施設維持管理業務	10種目まで	51~61

注：入力画面上は業種・種目とも3桁で表示されます。

\* 「13-05百貨店、総合商社」に申請する場合は、「物品の売買、修繕及び製造の請負」の他の種目には登録できません。

**一旦登録された種目の追加や変更は次回の受付（一斉更新又は追加受付）までできません。**種目の登録もれや誤りのないよう十分に留意してください。

### 4 本店の所在地について

登記簿上の本店所在地と実際の本店機能を有している営業所等の所在地が異なる場合は、申請時に届出を行えば、実際の所在地を入札や契約書の締結等で使用できるようになります。（契約権限を委任する場合を除く。）ただし、申請区分により所在地を分けることはできません。（建設業法上の許可を有している業者は、建設業の許可証に記載されている本店所在地が「実際の本店機能を有している営業所等の所在地」となります。）なお、競争入札参加資格に係る申請者欄は、従来どおり、登記簿上の本店所在地を記入してください。

優先順位	条件	届出により本店所在地と認められるもの	必要書類
1	建設業法上の許可を有している	許可証に記載された本店所在地	申立書（本店所在地用） 建築業法上の許可証（写し）
2	その他の許認可・登録を有している	許可証に記載された本店所在地	申立書（本店所在地用） 当該許認可証・登録証の写し

3	許認可・登録がない	申し立てによる所在地	申立書（本店所在地用）
---	-----------	------------	-------------

※ 建設工事・建設コンサル等で「主たる営業所」を登録している方は、その所在地が「実際の本店機能を有している営業所等の所在地」となります。

## 5 登録の有効期限について

有効開始日は、申請日によって異なりますが、いずれも令和10年12月31日までで終了します。以後は3年ごとに更新が必要です。有効期間が切れた場合は、広島市が行う競争入札に参加できなくなります。

## 6 申請にあたっての条件

以下の事項に同意したうえで申請してください。

- (1) 登録された競争入札参加資格者名簿を広島市が公表すること
- (2) 公正取引委員会から排除措置命令を受けた場合などにおいて、広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱により広島市が一定の期間、契約の相手方としないこと
- (3) 広島市から指名停止の措置（上記(2)）や、競争入札参加資格の取消しを受けた場合、その事実を本市が公表すること。

## 7 基準日

申請書の記載にあたっての基準日は、**入力期間の属する最初の月の1日**です。特に指定がない場合は「基準日」現在で記入してください。

## 8 申請書等の補正について

受付した申請書類に不足などがあつた場合には、補正を求めることがあります。その際に示した期間内に補正が行われない場合は、本申請は無効となります。

## 9 等級格付について

- (1) 「施設維持管理業務」のうち「建築物清掃」（登録種目51）及び「常駐警備」（同56）へ登録される方については、以下の項目を総合的に審査し、A、B又はCのいずれかの等級に区分します。なお、その他の種目については等級の格付はありません。

ア 当該種目における会社全体及び広島市内の過去2年間の平均売上高。ただし、特定調達契約（WTO）に係る資格（「建築物清掃」に限る。）にあつては、当該種目における会社全体の過去2年間の平均売上高

イ 自己資本額

ウ 流動比率

エ 営業年数

オ 従業員数

カ 広島市内の有資格者数。ただし、特定調達契約（WTO）に係る資格（「建築物清掃」に限る。）にあつては、会社全体の有資格者数

キ 指名停止等の状況

※ 以下の項目（入力画面では「広島市政策的審査事項」と表示）は希望する方のみ審査対象とします。（ただし、特定調達契約（WTO）に係る資格（「建築物清掃」に限る。）では審査対象としません。）

ク ISO9001の取得状況

ケ ISO14001若しくはISO14005の取得状況、又はエコアクション21の取得状況

コ 「ひろしま型地域貢献企業」の認定状況

サ ビジネスと人権に関する取組状況

シ 認知症の人にやさしい地域づくりへの取組状況

ス 障害者差別解消に向けた取組状況

セ 障害者雇用の状況

ソ 子育て支援の取組状況

タ 男女共同参画の取組状況

チ 女性の職業生活における活躍の推進への取組状況

ツ 青少年の雇用の促進等への取組状況

テ 「女性と若者が輝く企業」の認定状況

ト 広島市内在住の失業者の雇用状況

ナ 生活困窮者就労訓練事業への取組状況

ニ 若者の就業支援への取組状況

ヌ 暴力団離脱者の社会復帰支援事業の協力事業所への登録の状況

ネ 消防団活動への協力状況

ノ まちの美化活動への取組状況

ハ 花と緑にあふれる美しいまちづくりの取組状況

(2) 決定した等級は、登録の有効期間内は変更しません。

## 10 変更が生じた場合

この申請後、以下の事項に変更が生じた場合は、速やかに届出をしてください。なお、変更届についても、本申請と同様に「業者登録受付システム」から手続きを行うことになります。ただし、(6)については、従来どおり書面での申請となります。契約部物品契約課で所定の様式をお渡しします。

(1) 申請者に関する事項

ア 所在地又は住所

イ 商号又は名称

ウ 代表者職・氏名

エ 電話・FAX番号及びE-Mailアドレス

(2) 代理人に関する事項

ア 所在地

イ 支店等の名称

ウ 代理人職・氏名

エ 電話・FAX番号及びE-Mailアドレス

- (3) 使用印鑑
- (4) 担当者に関する事項
  - ア 担当者名
  - イ 所属部署
  - ウ 電話・FAX番号及びE-Mailアドレス
- (5) 許可・認可等に関する事項
  - 許可・認可等の更新又は変更
- (6) 合併、営業譲渡等が生じた場合
  - 参加資格の承継が発生したときは、財政局契約部物品契約課に速やかに申し出てください。別途、競争入札参加資格承継申請書の提出が必要となります。

## 11 その他

- (1) 申請情報は、すべて日本語で入力してください。
- (2) 提出書類が外国語の場合は、日本語の訳文を付記又は添付してください。
- (3) 金額欄は、日本国通貨で入力してください。
- (4) 申請書に虚偽の記載をした場合は、競争入札参加資格者名簿への登録を取り消すことがあります。
- (5) 現在本市の競争入札参加資格を有している方、及び[平成17年1月1日以降](#)に資格を有していたことがある方が申請する場合は、本市が発行しているID及びパスワードが必要です。(資格のある申請区分で種目を追加する場合は当該申請区分のID及びパスワード、別の申請区分に申請する場合は、現在有する(有していた)申請区分のID及びパスワード)
  - パスワードがわからない方は、再発行の手続が必要です。詳しくは、本市財政局契約部物品契約課契約制度改善担当(TEL:082-504-2620)へお問い合わせください。
- (6) 競争入札参加資格者名簿に登録していても必ずしも指名を受けられるものとは限りません。
- (7) 本市では、地元企業発注促進のため、地元企業(広島市内に本店を有する業者(市内業者)や広島市内に支店・営業所等を有する業者(準市内業者))に優先発注を行っています。また、障害者雇用推進事業者に対する優遇制度もあります。
  - 広島市内に本店を有するとは、法人の方は登記簿上の本店所在地が広島市内であること、個人の方は住民票の住所が広島市内であることをいいます。

※「障害者雇用推進事業者に対する優遇制度」については、本市ホームページの「障害者雇用推進事業者からの物品購入等に関する受注機会の拡大について」をご覧ください。

## 登録種目分類表

(物品の売買、修繕及び製造の請負)

分類	登録種目		取扱品名等の例示
	番号	種目	
印刷 写真 広告	01-01	一般印刷	オフセット・フォーム・活版・特殊印刷、図面製作、写図、地図作成
	01-02	軽印刷	タイプ、電子複写
	01-03	封筒	一般・特殊印刷
	01-04	写真	DPE、カメラ、フィルム、映写機、映画フィルム、撮影機、航空写真
	01-05	複写	青写真、コピー、マイクロ写真
	01-06	広告、看板	広告、看板、表示板、標識
	01-07	印刷、写真、広告のその他	
事務用品	02-01	文具	文房具、事務用品
	02-02	事務用機器	映写機、小型印刷機、OA機器、ファクシミリ、自動販売機
	02-03	紙	連続用紙（ストックフォーム）、ダンボール、多量の用紙
	02-04	印章	ゴム印、印章、印判
	02-05	事務用品のその他	
機械器具	03-01	医療用機械器具	診察用・手術用・臨床用機械器具、検査用機械器具、補聴器、介護用品
	03-02	計測・理学機械器具	電気計測器、化学分析装置、材料試験機、公害測定機器、工学機械機器、工業計器、測量機器
	03-03	家電、視聴覚機器	台所電化製品、洗濯機、照明器具、通信用機器、ストーブ（ガス・石油用を含む）、テレビ、ステレオ、ビデオテープ
	03-04	工作用機械器具	旋盤、研削機、切断機、木工機械、電動工具、溶接機
	03-05	産業用機械器具	ポンプ、クレーンエンジン、自動車整備用機械、空調機、耕うん機、さく岩機、ブルドーザー、杭打機
	03-06	厨房機械器具	調理台、流し台、レンジ、ガス湯沸器、自動食器洗機、 生ごみ処理機
	03-07	消防機械器具	消防ホース、消防ポンプ、避難・救助器具、消火器（剤）、

			防災・防火用品
	03-08	機械器具のその他	
車両 船舶 航空機	04-01	自動車	乗用・貨物・軽・特殊自動車
	04-02	二輪、雑車	自動二輪車、原付自転車、自転車、運搬車
	04-03	自動車部品	部品、タイヤ、バッテリー、電装品、自動車用品
	04-04	自動車修理	
	04-05	船舶、航空機	船舶（総重量20トン未満）、ボート、航空機
	04-06	車両、船舶、航空機のその他	
家具 装飾	05-01	スチール家具	金庫、キャビネット、机、椅子、ロッカー、黒板
	05-02	木工家具	水屋、応接セット
	05-03	建具、畳	建具、表具、畳
	05-04	装飾、寝具	じゅうたん、カーテン、ブラインド、どん帳、暗幕、寝具、タオル、肌着
	05-05	家具・装飾のその他	
縫製	06-01	衣料品	制服、作業服、白衣、帽子
	06-02	皮革・ゴム・ビニール製品	靴、かばん、手袋、雨衣、傘
	06-03	帆布	テント、シート
	06-04	縫製その他	
薬品	07-01	医療用薬品	医家向薬品、家庭薬、衛生材料、医療用酸素
	07-02	防疫・農業用薬品	殺虫剤、殺そ剤、農薬、動物用薬品
	07-03	工業薬品	硫酸、脱臭剤、試薬、工業用ガス、酸素、清缶剤
	07-04	薬品のその他	
燃料	08-01	石油製品	ガソリン、重油、軽油、灯油、潤滑油
	08-02	ガス、固定燃料	LPG、LNG、石炭、木炭、薪
	08-03	燃料のその他	
教育用品	09-01	学校教材具	学校・保育用教材、教育機器、遊具
	09-02	図書	図書、図書用備品
	09-03	運動具	運動用具、運動器具、運動着
	09-04	楽器	楽器、楽譜
	09-05	教育用品のその他	
建材	10-01	土石・二次製品	砂、砂利、真砂土、赤土、レンガ
	10-02	セメント・二次製品	セメント、コンクリート、コンクリートブロック、下水道用製品、杭、石灰
	10-03	木材	木材、竹材、合板、丸太
	10-04	鉄鋼	鋼材、パイプ、ワイヤーロープ、パイプ足場、グレーチング
	10-05	樹脂、ガラス	塩ビ、プラスチック管、ガラス
	10-06	塗料	
	10-07	建材のその他	

動植物	11-01	動物、植物	動物、植物、飼料、肥料、飼育機材、園芸資材
	11-02	動植物のその他	
食品	12-01	食品	茶、菓子、酒・飲物類、給食材料、果物、弁当
雑貨・百貨	13-01	時計、装身具	
	13-02	記念品	バッジ、カップ、トロフィー、楯、ネームプレート、ワッペン
	13-03	娯楽用品	囲碁、将棋、オセロ、玩具、トランプ
	13-04	荒物、雑貨	家庭用金物、陶磁器、清掃用具、工具
	13-05	百貨店、総合商社	注) 申請は、百貨店又は総合商社に限ります。この場合、他の登録種目には申請できません。
	13-06	雑貨、百貨のその他	
	14-01	不用品の売払い	自動車、自転車、船舶、鉄屑、非鉄屑、紙屑
	15-01	その他	いずれの分類にも属さないもの
	16-01	電力供給	小売電気事業者に限る。

(物品の借入れ)

登録種目		取扱品名等の例示
番号	種目	
20-01	コンピュータ機器・システム	コンピュータ機器、システム
20-02	コンピュータ機器以外の機械器具	事務用機器、医療用機械器具、計測・理学機械器具、家電・視聴覚機器、産業用機械器具、厨房機械器具
20-03	車両・船舶	バス、乗用車、船舶
20-04	仮設建物（物品に限る）	仮設ハウス、仮設トイレ、テント
20-05	家具・装飾	家具、寝具
20-06	園芸用品	観葉植物
20-07	その他	チャイルドシート

(施設維持管理業務を除く役務)

登録種目		取扱業務区分	
番号	種目	区分番号	取扱業務名
30-01	検査・測定	01	大気検査
		02	水質検査
		03	土壌分析
		04	騒音測定
		05	理化学検査
		06	臨床検査
		07	ダイオキシン類測定
		08	作業環境測定
		99	その他
30-02	調査・研究	01	景観調査
		02	交通量調査
		03	耐震調査
		04	河川調査
		05	市場調査
		06	世論調査
		07	大気汚染調査
		08	電波障害調査
		99	その他
30-03	計画策定	01	計画策定（プロポーザル、コンペ方式等）
		99	その他
30-04	広報・宣伝	01	テレビ・ラジオ・新聞等による広報
		02	映画・ビデオ・スライド等の製作
		03	パンフレット・ポスター等の製作・配布
		04	看板・のぼり等の作製・設置
		05	選挙用ポスター掲示場の作製・設置
		06	新聞折込み
		99	その他
30-05	催事・展示	01	イベントの企画・運営
		02	会場設営
		03	展示物の作製
		04	音響・証明機器等の操作
		99	その他
30-06	情報処理（コンピュータ関連）	01	システムの開発・運用
		02	データ入力
		03	データ処理
		04	情報技術者等の派遣

		05 99	コンピュータ及びシステムの保守点検 その他
30-07	建物付属設備、機械設備（施設維持管理業務に掲げているものを除く。）の保守点検・運転管理	01 02 03 04 05 06 07 08 99	エレベータの保守点検 電話設備の保守点検 給排水設備の保守点検 ボイラーの保守点検・運転管理 ポンプの保守点検・運転管理 冷却機の保守点検・運転 クレーンの保守点検 コンベアの保守点検 その他
30-08	機械器具（建物付属設備、機械設備を除く。）の保守点検	01 02 03 04 99	事務用機器（コンピュータを除く） 医療用機械器具の保守点検 計測・理学機械器具の保守点検 工作用機械器具の保守点検 その他
30-09	道路・公園等の維持管理	01 02 03 04 05 06 07 99	除草 樹木の剪定・散水・害虫駆除 道路・公園の清掃 道路区画線設置 路上違反看板等の除去 道路パトロール 街路灯・照明灯の保守・修理 その他
30-10	河川・下水道等の維持管理	01 02 03 04 05 99	下水管きよの清掃 調整池・沈砂池の清掃 河川・用水路のしゅんせつ 樋門の点検操作 下水道管テレビカメラ調査 その他
30-11	運送・保管	01 02 03 99	貨物運送 旅客運送 倉庫保管 その他
30-12	廃棄物の収集・運搬・処理、浄化槽の清掃・保守点検	01 02 03 04 99	一般廃棄物の収集・運搬・処理 産業廃棄物の収集・運搬・処理 浄化槽の清掃 浄化槽の保守点検 その他
30-13	クリーニング		

30-14	司法書士、土地家屋調査士への依頼	01	司法書士への依頼
		02	土地家屋調査士への依頼
30-15	その他	01	受付
		02	翻訳・通訳
		03	会議録作成
		04	行政区内昆虫駆除
		05	駐輪場の整理指導
		06	発送代行（封入・封緘を含む。）
		07	給食
		99	その他

**(施設維持管理業務)**

登録種目		内 容
番号	種目	
51	建築物清掃	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号の業務
52	建築物空気環境測定	同上第2号の業務
53	建築物飲料水水質検査	同上第4号の業務
54	建築物飲料水貯水槽清掃	同上第5号の業務
55	建築物ねずみこん虫等防除	同上第7号の業務
56	常駐警備	警備業法(昭和47年法律第117号)第2条第1項の業務
57	冷暖房設備等の運転管理(常駐)	常駐して行う庁舎等の冷暖房設備等の運転管理業務
58	自家用電気工作物の保守点検	庁舎等の自家用電気工作物の保守点検業務
59	消防用設備の保守点検	庁舎等の消防用設備の保守点検業務
60	電話交換	庁舎などにおける電話交換業務
61	機械警備	警備業法第2条第5項の業務

## 許可・認可・登録等を必要とする登録種目

区分	登録種目			必要な許可・認可・登録等の例
	番号	種目	区分番号	
物品の売買、 修繕及び製造 の請負	04-04	自動車修理	/	自動車特定整備事業の認証、指定自動車整備事業の指定
	08-01	石油製品	/	石油販売業の届出、揮発油販売業の登録
	16-01	電力供給	/	小売電気事業の登録
施設維持管理 業務を除く役 務	30-11	運送・保管	01	一般貨物自動車運送事業の許可、特定貨物自動車運送事業の許可、貨物軽自動車運送事業経営の届出、貨物利用運送事業の許可
			02	一般貸切自動車運送事業の許可、一般乗用旅客自動車運送事業の許可、特定旅客自動車運送事業の許可
			03	倉庫業の登録
	30-13	クリーニング	/	クリーニング所開設の届出 (確認証の写し)
	30-14	司法書士又は土地 家屋調査士への依 頼	01	司法書士会会員証の写し
			02	土地家屋調査士会会員証の写し
施設維持管理 業務	51~55	/	ビル衛生管理法第12条の2第1項 の登録	
	56	常駐警備	/	警備業の認定
			/	営業所の届出（警備業の認定を広島県公安委員会から受けていない場合）
	61	機械警備	/	警備業の認定
/			機械警備業の届出	

## 営業を行う上で必要な許可・認可・登録等の例

営業の内容	該当する登録種目		必要な許可・認可・登録等の例
	種目	区分番号	
医療機器の販売	03-01	/	医療用具販売業の届出、高度管理医療機器等販売業貸与業の許可、管理医療機器販売業貸与業の届出
医薬品の販売	07-01	/	医薬品販売業の許可

農薬の販売	07-02		農薬販売の届出、農薬製造（輸入）登録
ガソリンの販売	08-01		揮発油販売業の登録
ガスの販売	08-02		液化石油ガス販売事業の登録、高圧ガス販売事業の届出、高圧ガス製造の許可
飼料の販売	11-01		飼料販売業者の届出
不用品の買受け	14-01		古物商営業の許可
金属屑の買受け			金属屑業届済証
一般廃棄物の収集・運搬	30-12	01	一般廃棄物収集運搬業の許可
一般廃棄物の処理			一般廃棄物処分業の許可
産業廃棄物の収集・運搬		02	産業廃棄物収集運搬業の許可
産業廃棄物の処理			産業廃棄物処分業の許可
浄化槽の清掃		03	浄化槽清掃業の許可
浄化槽の保守・点検		04	浄化槽保守点検業者の登録

- ※ 該当する登録種目の入札参加資格審査を申請し、許可・認可・登録等を必要とする内容の営業を行う場合は、必要な許可等を有していることを証する書類を添付してください。
- ※ 例示したもの以外で許可、認可、登録等を必要とする営業を行っている場合も、それらを証する書類を添付する必要があります。
- ※ 法人で登録する場合、代表者個人の許認可では受付できません。